

31 杉並第 57676 号
令和 2 年 2 月 4 日

西荻窪の道路拡張を考える会の皆様

杉並区 都市整備部
土木計画課長 三浦 純悦

都市計画道路補助 132 号線事業認可に関する質問書に対する回答について

日頃より、杉並区政にご理解・ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。皆様から頂きました質問書は区長が拝読いたしました。ご質問については、担当の都市整備部土木計画課から回答させていただきます。

[今後の進め方について]

質問①：事業認可申請と認可取得について、住民への周知はどのように行うのか。

回答①：地域の方への周知については、事業認可取得後、東京都公報や区公式ホームページ等で速やかにお知らせをし、広く周知を図っていく予定です。

質問②：直接関わる、地権者・借家人・店子に対してはどのように知らせ説明するのか。

回答②：事業認可取得後に説明会を開催する予定です。また、説明会開催前には、案内状と併せてニュースを作成し、ポスティングや郵送等により、個別に周知してまいります。

質問③：132号線用地買収に関わる土地建物は何軒か。そのうち用地測量が終わっている土地建物は何軒か。

質問④：第一期事業区間の土地建物は何軒か。そのうち用地測量が終わっている土地建物は何軒か。

回答③④：優先整備路線^{*}の都市計画線内の筆数は185筆で、約64%の用地測量が終わっています。

第一期事業予定区間の都市計画線内の筆数は59筆で、約61%の用地測量が終わっています。

(※優先整備路線とは、東京における都市計画道路の整備方針(平成28年3月 東京都・特別区・

26市2町策定)で平成28年度から令和7年度の10年間で優先的に事業に着手する路線のこと。)

質問⑤：第一期事業着手の工程について、「用地買収が成立した路地区画ごとに着手する」と聞いているが本当か。

回答⑤：整備の進め方としては、青梅街道側からの工事用車輛の搬入搬出を計画しているため、工事の施工性や安全性を考慮し、青梅街道から整備する予定です。なお、今後の用地取得状況に応じて、適宜施工計画の見直しをしながら事業を進めていきます。

質問⑥：橋の架け替えは最初に行う計画か、最後にする計画か。

回答⑥：橋梁の架替えについても、事業認可取得後、詳細な設計を行い、着工の準備が整い次第、施工していく予定です。

質問⑦：次の第二期事業区間はどこまでを予定しているのか。駅までか、神明通り入り口か。

質問⑧：第二期の事業申請は、第一期事業完了後に行うのか、それとも第一期事業が始まっている途中で行うのか。

回答⑦⑧：優先整備路線に位置付けている残りの区間割りや申請時期については、現時点では決定しておりません。今後、第一期事業区間の進捗状況に応じて、検討を進め決定していきます。

[事業認可後における制約等について]

質問⑨：建築、売買、税金、その他で、地権者に発生する制約はあるのか。

質問⑩：借家人、店子に発生する制約はあるか。

回答⑨⑩：事業地内で都市計画事業の施行の障害となるおそれ（土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件（5トンを超える物件）の設置や堆積）がある場合、杉並区の許可が必要となります。

また、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを杉並区へ届け出る必要があります。なお、届出後30日以内は売買が行えない等の一定の制限があります。

[都市計画法について]

質問⑪：都市計画法は昭和43年に改正されているが、旧都市計画法の下での決定（昭和22年）や変更（昭和41年）に基づいて事業認可することは可能なのか。

回答⑪：旧都市計画法の下で定められた都市計画は、都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）2条により、現都市計画法の規定による都市計画とみなすものとされています。今回の都市計画道路補助132号線の事業認可については、問題ありません。

以上が、ご質問に対する回答です。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

担当 都市整備部土木計画課施設整備グループ 丸田・中橋

〃 用地担当グループ 澤井・矢光

電話 03-3312-2111